

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日とさせていただきます)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関の指定 (保険課)

土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課)

保安林の指定の解除予定 (二件) (森林保全課)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (漁港課)

違反建築物の移転等命令 (都市計画課)

開発行為に関する工事の完了 ()

告 示

鳥取県告示第七百六十号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田中整形外科医院	鳥取市行徳一丁目三三三一	平成八年十一月一日
新田外科胃腸科医院	米子市中島三九二一七	〃
中嶋医院	境港市相生町四一	〃
都田医院	境港市京町四四	〃
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三六一一	〃
カスヤ歯科医院	鳥取市若桜町五一	〃
門下歯科医院	鳥取市吉方温泉町三丁目六六二	〃
医療法人社団新納歯科大崎医院	米子市大崎一七一五	〃
くらさと歯科医院	米子市皆生新田二丁目一一一五	〃
樋口歯科医院	倉吉市明治町二丁目四三一	〃
医療法人谷口歯科医院	八頭郡八東町大字北山九六一三七	〃
横川歯科医院	境港市元町一八〇〇	平成八年十一月六日
医療法人社団佐伯医院	日野郡江府町大字江尾一九九七	〃
医療法人岡本歯科医院福山診療所	倉吉市福山一三五	平成八年十一月九日
医療法人社団福島歯科医院	倉吉市伊木二四一一一三	〃
医療法人岡本歯科医院浦安診療所	東伯郡東伯町大字浦安二〇二二二	〃
富永産婦人科医院	米子市日原八〇七	平成八年十一月十日

鳥取県告示第七百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を平成八年十一月十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字一里濱二三四〇の一・二三四〇の一二四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百六十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字中尾字大浜一七の四(国有林)

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

砂防施設用地とするため

鳥取県告示第七百六十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

長和瀬漁港管理者

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成五年九月二十一日 鳥取県指令受漁港第二十四号

三 しゅん功認可の年月日

平成八年十一月十一日

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字宮島九二〇―九の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から14の地点までを順次に直線で結んだ線及び14の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 長和瀬漁港東防波堤灯台（北緯三五度三一分一〇秒、東経一三三度五八分二五秒）から一六二度三六分四秒、八五・四四メートルの地点
- 2の地点 1の地点から六〇度五〇分四〇秒、三五・〇〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一五〇度二分一〇秒、六・七四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から六一度二分五六秒、一二・三二メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一五〇度五一分三一秒、三一・七五メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二三七度五〇分三一秒、三・二〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一九四度二分三三秒、一三・八七メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二二〇度三分三五秒、一五・七九メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三二二度一分四五秒、一〇・七九メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二四一度三分一五秒、二・四〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一八三度三分二八秒、一五・五一メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二四三度四分五〇秒、二・八四メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三三〇度五五分一六秒、四九・四〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二四二度五二分二六秒、三・一〇メートルの地点

(三) 面積

二、一〇〇・九〇平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

青谷町役場

鳥取県告示第七百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取市湖山町西一丁目三二八―七所在の建築物を移転し、又は除却することを命じたので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 命令を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町二丁目二〇八

西脇 昭

二 移転又は除却を命ずる理由

都市計画法第四十三条第一項の規定に違反して建築物を建築したため。

三 移転又は除却の期限

監督処分書の到達した日から起算して三十日以内

鳥取県告示第七百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年七月九日 鳥取県指令倉土維十第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市中江字南屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市見日町六〇〇

有限会社えいこう不動産

代表取締役 道家 貢